

郵便物不着に係わるお取引制限開始のお知らせ

平素は伊達信用金庫をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

近年、預貯金口座を利用した特殊犯罪が多発しており、我が国を含む国際社会は、協調してこれらの防止・撲滅に取り組んでおります。また、金融機関においても、関係省庁と連携し、不正資金の流れを断つための管理体制を強化しております。

当金庫では、なりすまし取引、マネー・ローンダリング等防止の観点から、お客さま宛郵便物が不着となり、お届けのお電話番号に当金庫からご連絡がつかない場合や、各種質問へのご回答やご依頼した資料のご提出・手続き等について、適切にご対応いただけない場合は、下記の法律(犯収法)や当金庫預金等規定に基づいて、お取引の制限(ご出金取引の停止)をさせていただきます。

なお、取引制限の解除について、お取引店にご連絡のうえ、当金庫所定の手続き等をお取りください。

何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。また、詐欺等には十分注意いただきますようお願いいたします。

●取引制限開始日 2025年9月1日(月)より随時実施してまいります。

●犯罪による収益の移転防止に関する法律(抜粋)

第5条 特定事業者は、顧客等又は代表者等が特定取引等を行う際に取引時確認に応じないときは、当該顧客又は代表者等がこれに応ずるまでの間、当該特定取引等に係る義務の履行を拒むことができる。

●各種預金等規定(抜粋)

○普通預金規定 13. ○総合口座取引規定 14. ○貯蓄預金 14. ○納税準備預金 14. ○当座勘定規定 第25条

〔取引の制限等〕

- (1) 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 日本国籍を保有せずに本邦に居住している預金者は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当金庫が指定する方法によって当店に届け出てください。この場合において、届け出のあった在留期間が経過したときは、当金庫は、入金、振込み、払戻し等の本規定に基づく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (3) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。



伊達信用金庫

<本件に関する問合せ先>

本支店窓口 または リスク統括グループ
マネー・ローンダリング担当
TEL : 0142-23-3536
受付時間 : 平日 9時~17時
(土・日・祝日を除きます)